

北海道告示第11545号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和2年12月28日

北海道知事 鈴木 直道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		登録有効期限
					名称	住所	
北海道第2629号	魚かす粉末	8.5魚かす粉末	窒素全量 8.5 りん酸全量 7.5	該当なし	釧路オーガニック株式会社	釧路市大楽毛251番地1	令和9.2.3